

「山形県住宅耐震改修等事業費補助金」部分耐震改修工事に係る技術基準

(目的)

第1条 山形県住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表第3に基づき行う、主要な居室等に特化して行う改修工事で、地震により圧壊に至らず、生存できる空間の確保が可能と考えられる性能（以下「部分耐震性能」）を以下のとおり定める。

(定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号及び要綱に定めるところによる。

- (1) 主要な居室等 寝室や居間など滞在時間が長い居室を含む壁構面に囲まれた範囲で、直接外気に接する避難上有効な開口部を有する1階にある部分をいう。
- (2) 部分評点 別途定める計算方法により算出した、住宅の主要な居室等の耐震性の評価をいう。
- (3) 家具等 タンス・食器棚等の家具類及び冷蔵庫等の電気製品等で、高さが主要な居室等の床面から1.2メートル以上のものをいう。
- (4) 家具等の転倒防止対策 地震による家具等の転倒を防止する対策をいう。
- (5) 改修 次条に規定する部分耐震性能を有する住宅とするために行う工事をいう。

(部分耐震性能)

第3条 部分耐震性能を有する住宅とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主要な居室等の部分評点が1.5以上であること。
- (2) 改修を行う場合は、改修後に改修前の上部構造評点を下回らないこと。
- (3) 主要な居室等において、家具等の転倒防止対策が施されていること。

(適用範囲)

第4条 この基準は、山形県内に存する耐震診断の適用が可能な既存の住宅において、適用する。

(その他)

第5条 その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から適用する。

「部分耐震改修工事に係る技術基準」に基づく『部分評点』の計算方法

(総則)

本書は、「部分耐震改修工事に係る技術基準」に定める『部分評点』の計算方法及びその他関係事項を定めるものである。

(計算の概要)

主要な居室等を構成する壁構面において囲まれたX方向及びY方向について、当該部分の面積に応じた地震に対する必要耐力及び保有耐力を算出し、その最小値を主要な居室等の部分評点とする。ただし、連続した複数の室で主要な居室等とする場合は、これらの複数の室を一として部分評点を算出する。

(計算の条件)

- 1 必要耐力の算定は、耐震診断における一般診断法（精算法）に準じて行う。
- 2 改修工事を行う構面の保有耐力の算定は、劣化低減係数（D）を0.9とする。
※この際、当該構面を構成する既存の柱、梁、土台等の構造部材に、劣化がある場合は、必要な補修を行うこととする。
- 3 精密診断法1による算定は、日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」による。

(計算の実施)

別添、『部分評点計算シート』による

(計算の流れ)

- 1 部分評点を計算する主要な居室等を設定する。
- 2 主要な居室等の面積、耐震診断条件から、主要な居室等の『部分必要耐力』を算出する。
- 3 主要な居室等の壁要素（既存壁及び改修壁）の仕様から『部分保有耐力』を算出する。
- 4 部分評点を算出する。

$$\text{部分評点} = \text{『部分保有耐力』} \div \text{『部分必要耐力』}$$

(判定)

部分耐震性能に必要な条件

$$\text{部分評点} \geq 1.5$$